

公立大学法人島根県立大学平成29年度計画

() 内は中期計画項目番号

I. 社会情勢の変化に的確に対応した大学づくりに関する目標を達成するためにとるべき措置

(No.1)

- 1) 松江・出雲キャンパスの新学部設置等について、学部設置認可申請等に係る文部科学省等からの指摘に対し、適切に対応する。新学部設置等に伴い必要となる施設整備等を計画的に実施する。

【重点項目】

- 2) 浜田キャンパス将来構想の実現に向け、島根県との協議、調整を行う。【重点項目】
- 3) 第3期中期目標(期間：平成31年度～平成36年度)について、島根県の策定作業に参加、協力する。【重点項目】

II. 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育研究の質の保証と向上

中期目標で指示された教育研究の質の保証と向上を図るため、以下に掲げる教育、研究、地域貢献・国際化、組織運営に関する計画が着実に実施できるよう取り組む。

2 教育

(1) 教育内容の充実

ア 入学者の受入れ

(No.2)

- 1) 各キャンパスにおいて、志願動向及び入学者の学力について分析を行う。また、県内高等学校の進路指導部教員を対象とした進路指導懇談会や高校訪問等を通じて意見交換を行い、県内高校生の志願動向に関する情報収集を行う。浜田キャンパスでは、自己推薦入試(総合評価型AO入試)の選抜内容・実施方法について検討を行い、志願者数確保へ向けた取り組みを強化する。【重点項目】
- 2) 各キャンパスにおいて、社会人を対象に、引き続きセンター試験を免除する入試区分を設置し受入れを行う。また、市役所や図書館等の公共施設に大学案内等を設置することで広く入試制度の周知を行う。
- 3) 平成29年度に示される「大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告通知」に基づき、国及び公立大学協会における議論の動向を注視しながら入学者選抜の見直し検討を始める。また、高大接続及び大学入学希望者学力評価テスト(仮称)の利用方法、大学入試制度改革等についての情報収集及び分析を行う。【重点項目】

(No.3)

- 1) 志願者数の増加につなげるため、学部・大学院・短期大学部それぞれの状況に応じ、効率的に高校訪問、説明会等への参加を行い県内外へ向けた学生募集活動に取り組む。また、県外の高等学校等教員向けに松江キャンパス4年制大学化の入試制度を

はじめ、3キャンパスの入試制度周知のための説明会開催を検討する。【重点項目】

- 2) 高等学校には本学が発信・提供できる情報を明確に伝え、高等学校のニーズを踏まえた対応を行うことにより、県内高校からの志願者の増加を図る。また、母校訪問プロジェクト(3キャンパス)等の事業を継続し、本学学生が卒業した高等学校教員や生徒とコミュニケーションを取る機会の確保を促す。
- 3) 高校を対象とした大学見学会の開催及び、高校への出張講義等の連携事業を実施する。浜田キャンパスにおいては、浜田高校及び江津高校との高大連携協定に則り、高大連携会議の開催をはじめ連携事業に取り組む。また、高校生の本学への主体的な進路選択を促すため、学びの共有プロジェクト(浜田キャンパス)、アカデミックインターンシップ(浜田キャンパス)、看護学志望者セミナー(出雲キャンパス)を開催する。オープンキャンパスにおいては高校生のニーズを踏まえたイベント等を実施する。
- 4) テレビCMや新聞・雑誌、広報用DVD等あらゆる広報媒体を活用し、4年制大学化する健康栄養学科、保育教育学科、地域文化学科の周知も含めた県内外への広報、情報発信を行う。

【県立大学】[大学院博士課程]

- 5) 北東アジア開発研究科においては、日本人学生を安定的に確保するため、日本人学生に対する給付型奨学金制度を継続する。
- 6) 北東アジア開発研究科においては、キャリアセンターと連携し、学部生への大学院紹介の機会を充実させる。また、本学大学院に関心を持っている学生に対し、修了後の将来像のイメージにつなげる情報提供を行うため、引き続き博士課程修了者の就職先等の動向を調査する。
- 7) 社会人の受け入れ促進のため、本学教員が島根県や市町村の関係部署へ学生募集活動を行う。

(No.4)

【県立大学】[大学院博士課程]

- ・北東アジア開発研究科においては、引き続き、早期履修制度、スキル科目履修制度を実施するとともに、制度の周知方法を工夫することで履修者を得る取り組みを進め、学部と大学院の連続的な教育の充実を図る。

(No.5)

【県立大学】[大学院博士課程]

- 1) 引き続き、関係諸大学に対し北東アジア開発研究科の大学院案内や募集要項の送付を行うと共に、海外に向けた広報活動を積極的に行う。
- 2) 北東アジア開発研究科においては、留学生に対する経済支援(充実した奨学金制度や授業料減免制度など)について、ホームページでの情報提供や、募集要項送付先に文書で情報提供するなど、積極的な広報を行う。
- 3) 北東アジア開発研究科においては、関係諸大学で大学院学生募集に係る現地説明会のニーズを把握するための調査を行い、要請があった際は現地に出向き広報活動を行う。

〔中期計画数値目標〕

- ・ 県立大学・短期大学部の入学定員充足率 100%以上をめざす。
- ・ 特に、4 年制大学化する健康栄養学科、保育教育学科、地域文化学科の定員充足に注力する。

イ 教育課程の充実

(ア) 魅力ある体系的なカリキュラム編成

(No.6)

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

- 1) 平成 30 年度の松江キャンパス 4 年制大学化に併せ、キャンパス間の授業時間を統一するよう、松江キャンパスの授業時間について調整を図る。

(イ) 英語教育の習熟度別教育、リメディアル教育

(No.7)

【県立大学】[総合政策学部]

- 1) 教職課程(英語)の科目検討に併せて、英語専門科目の開講を検討する。
- 2) 交流協定を締結している大学等へ留学をする学生の英語力を高めるため、引き続き「TOEFL 準備講座」(非正規科目)を開講する。

〔中期計画数値目標〕

- ・ TOEIC 730 点、英検準一級、TOEFL iBT61 点(ITP500 点)程度の英語力のある学生、又は、英語で卒業論文を執筆する学生を 10 人以上輩出することをめざす。(浜田キャンパス)

(No.8)

【県立大学短期大学部】

【計画なし】

※短期大学部健康栄養学科の専門科目「栄養士スキルⅠ」「栄養士スキルⅡ」において、科目の内容検討を行い次年度に反映させる取り組みを実施済み。

(ウ) キャリア教育

(No.9)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) 大学入学から、卒業・修了まで以下の体系的なキャリア教育を行う。
 - ① 自律的・積極的に学ぶ姿勢を確立し、視野を広げる。そのために、1 年次生を対象として春学期に必修科目「キャリア形成Ⅰ」を開講する。
 - ② 社会との関わりの中で、働く意義や求められる人材像・職業について理解する。そのために、春学期と秋学期に、1～3 年次生を対象として、「インターンシッ

プ入門」、「インターンシップ実習」、4年次生を対象として「企業体験実習」を開講する。

③自分の具体的な将来像を描き、進路を決定し、就職活動の準備を進める。そのために、3年次生を対象として、秋学期に必修科目「キャリア形成Ⅱ」を開講する。就職活動の開始時期が変化する中で、学生自身が自律的に目標を設定して、目標を達成するプロセスを描き、そのプロセスを実行する姿勢を育てる。

2) インターンシップの事前教育を充実させる。具体的な方策として、「インターンシップ入門」の授業で、インターンシップ受入先の社会人の方を春学期と秋学期にそれぞれゲストスピーカーとして招き、受入先の視点から、インターンシップの学びを深める取り組みを行う。「インターンシップ入門」の履修者の目標は、年間50名以上とする。引き続き事後教育では、「インターンシップ実習」、「企業体験実習」に参加した学生の報告会を9月と3月に開催し、インターンシップ研修生の学びを共有させる。**【重点項目】**

3) キャリアシートの書き方や活用法を1年次春学期開講の「キャリア形成Ⅰ」および3年次秋学期開講の「キャリア形成Ⅱ」において伝達する。

4) 引き続き「キャリア形成」等の授業のゲストスピーカーとして、多様な領域で活躍している社会人等を8名以上招聘し、学生の視野を広げ、社会で求められる人材像や仕事を進めるために必要となる力への理解を深めるなど、産業界のニーズを反映した授業を行う。

【県立大学】(出雲キャンパス)

5) 県内保健医療機関および島根県看護協会との連携を強化し、県内の各保健医療機関の特性やよい点を整理し、学生および就職指導するチューターに情報提供する機会を設ける。県内保健医療機関へ積極的に訪問し、本学教育の特性をアピールし、求人確保に努める。新カリキュラムの科目「キャリアセミナー」において、より充実を図ったキャリア支援プログラムを企画する。また、希望者に対して模擬面接や小論文添削、公務員対策講座など個別支援の充実を図り、県内への就職割合6割以上を目指す。

(No.10)

【県立大学】(浜田キャンパス)

1) インターンシップについて、斡旋機関と協力して、説明会を各学期に1回実施して、参加者の増加を図る。また、受入機関に、必要となる姿勢・着眼点などのヒアリングを行い、インターンシップ教育に反映させる。**【重点項目】**

2) 引き続きOB・企業訪問を実施するとともに、就職情報会社のセミナーにも参加し、企業が求める人材ニーズについて情報収集する。また、企業等から「主体性」「働きかけ力」も求める声があることから、キャリアプログラムにおいて、これらの力を養うための「プレゼンテーション技法講座」などのアクティブラーニングを継続実施する。

(エ) リカレント教育

(No.11)

【県立大学】[総合政策学部]、【短期大学部】

- 1) 「科目等履修」や「聴講」制度等を積極的に周知・活用することで、社会人を積極的に受け入れるための取組を継続して行う。

【県立大学】[大学院博士課程]

- 2) 大学院における社会人の受け入れ促進のため、個々の教員の負担に配慮しつつ、必要に応じて6限目や7限目の授業時間を時間割上に配置するなど、柔軟な時間割編成を行う。社会人学生に長期履修学生制度等の学びに配慮した制度の紹介を行う。

(No.12)

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 1) 島根県健康福祉部や島根県看護協会等と連携しながら、島根県内看護職のための下記のキャリア支援事業を実施し、評価する。

- ①認定看護師教育課程(緩和ケア)
- ②実習指導者養成講習会
- ③看護教員継続研修
- ④シミュレーション研修
- ⑤看護研究支援研修
- ⑥看護研究支援講座
- ⑦看護研究倫理審査
- ⑧看護実践を語る会

- 2) 認定看護師(緩和ケア)養成のため、認定看護師教育課程を申請どおり運営する。また、次分野の認定看護師教育課程開講の準備を確実にを行い、定員10名を確保する。

【県立大学：学士課程】

(No. 13)

【県立大学】[総合政策学部]

- ・浜田キャンパスの将来構想検討に関連して、教育課程の見直しについて検討を進め、可能な部分から取り組みを実施する。

(No.14)

【県立大学】[看護学部]

- 1) 平成27、28年度の経年調査ならびに結果分析に基づいて、看護実践能力強化に関する教育内容の評価を行う。改善が必要な点が明確になれば、教育目標ならびに方法について検討する。
- 2) シミュレーショントレーニングプログラムについて、評価結果に基づき、より有効な方法に改善し、定着させる。
- 3) 平成28年度の分析結果から、看護学部で経験する看護学実習による、学生の看護技術の経験度や学習内容を把握し、看護技術教育について検討する。

(No.15)

【県立大学】[看護学部]

- ・平成 27、28 年度の経年的な評価に基づき、学習内容の蓄積・統合化に資する教育内容・方法を検討する。

(No.16)

【県立大学】[看護学部]

- ・実習施設・機関との連携強化を継続する。また、看護教育及び看護実践の充実を図るため、県立病院と大学において、教育や臨床の場での相互交流を促進していく。

[中期計画数値目標]

- ・看護師、保健師国家試験合格率 100%をめざす（出雲キャンパス）。

中期計画数値目標に対する平成 29 年度計画

国家試験対策の基本計画に基づき、国家試験対策にも資する正課外対策セミナーや模擬試験を実施し、評価する。

国家試験への取り組みに関して、チューターや教員（国家試験対策担当）、事務局教務学生課との連携により組織としての支援（国家試験模擬試験のフィードバック指導および補講など）を実施する。

(No.16-2)

【県立大学】[別科助産学専攻]

- ・評価結果を分析し引き続き助産実践能力の充実を図る。助産診断に基づいた緊急的状況に対応できる基礎的能力の強化を図る。

(No.16-3)

【県立大学】[別科助産学専攻]

- ・実習施設の指導者から各施設の概要、実習方法等の説明を受ける事前説明会を引き続き実施する。

[中期計画数値目標]

- ・助産師国家試験合格率 100%をめざす（出雲キャンパス）

【短期大学部：短期大学士課程】

(No.17)

- ・平成 30 年度に向けて、新たなカリキュラムマップの編成について検討を行う。

〔中期計画数値目標〕

- ・卒業時の栄養士資格取得 90%以上、保育士資格と幼稚園教諭免許の併有率 90%以上を目指す。(松江キャンパス)

中期計画数値目標に対する平成 29 年度計画

健康栄養学科においては、栄養士として必要な職業倫理やキャリア教育を目的に、専門職となるための導入教育科目として「栄養士スキルⅠ」(1年次生対象)、「栄養士スキルⅡ」(2年次生対象)を開講し、入学時から、栄養士となるための動機付けを行い、卒業時の栄養士資格取得 90%以上を目指す。

保育学科では、卒業時の保育士資格と幼稚園教諭免許の併有率 90%以上を目指す。

(No.18～19)

【短期大学部専攻科】(平成 26 年度まで)

【計画なし】

【県立大学：大学院修士課程】

(No.19-2)

【県立大学】[大学院修士課程：看護学研究科]

- 1) 専攻領域における高い倫理観に基づく看護実践力、多職種多機関とのコーディネート力、課題に対して論理的に探究できる研究力を身につけられるよう、個々の学生に適した授業科目の履修を指導・助言する。
- 2) 専門領域のより充実を図るべく、完成年度以降の教育課程見直しに備え、教育課程について検討する。

(No.19-3)

【県立大学】[大学院修士課程：看護学研究科]

- ・島根県の保健医療現場における課題発見・探究・解決に取り組むため、基盤科目・専門科目共にフィールドワークを含む演習科目を実施する。

【県立大学：大学院博士課程】

(No.20)

【県立大学】[大学院博士課程：北東アジア開発研究科]

- 1) NEARセンター准研究員制度を継続実施し、大学院博士後期課程の院生を准研究員に任命し、指導する。
- 2) 「日韓・日朝交流史研究会」及び「北東アジア研究会」への院生の参加を奨励する。

(No.21)

【県立大学】[大学院博士課程：北東アジア開発研究科]

- ・研究助成制度等の助成情報について、大学院生及び教員にメールや学内掲示板システムを通じて情報提供を行う。

(No.22)

【県立大学】[大学院博士課程：北東アジア開発研究科]

- ・学会参加等支援制度について、大学院便覧での紹介や新入生オリエンテーションで説明を行い、周知方法を工夫するなど、活用実績を増やす取組みを行うとともに、引き続ききめ細やかな研究指導を行い、大学院生の研究充実に努める。

(No.23)

【県立大学】[大学院博士課程：北東アジア開発研究科]

- ・「競争的課題研究プログラム」助成事業を継続実施する。

ウ 成績評価等

(No.24)

【県立大学】[総合政策学部]

- 1) 厳正な成績評価を実施するために、引き続き、授業内容、到達目標、成績評価基準、授業計画等を明示したシラバスの充実を図る。

【県立大学】[総合政策学部・看護学部]、【県立大学短期大学部】

- 2) 平成 29 年 4 月から導入する GPA 制度について、評価を行う。

【県立大学】[大学院博士課程：北東アジア開発研究科]

- 3) 浜田キャンパス大学院においては、平成 26 年度に策定したディプロマポリシーも踏まえ、シラバスの充実を図る。

(2) 教育の質を高めるための取組み

ア 教育の質の向上への取組（ファカルティ・ディベロップメント）

(No.25)

- 1) 各キャンパスにおいて、学生による授業アンケート、教員によるフィードバック、FD年報の作成を実施する。

【県立大学】[大学院博士課程：北東アジア開発研究科]

- 2) 浜田キャンパスにおいては、大学院生へのアンケートを実施するとともに、その結果明らかになった課題について検証し、教育の質を高める取組みにつなげる。

【県立大学】[大学院修士課程：看護学研究科]

- 3) 看護学研究科においては、大学院生への授業アンケートを参考に、教育の質を高める取組みについて検討する。検討結果を踏まえFD研修等を実施し、教育の質向上に取り組む。

(No.26)

- ・初任者研修（教職員対象）を実施し、該当教職員に参加を促す。また、島根大学等の他大学で実施されるFD研修会への参加を促し、FD活動の大学間連携をはかる。

(No.27)

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 1) 浜田キャンパスにおいては、「授業公開」を実施し、教育の質向上・発展に取り組む。【重点項目】

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 2) 出雲キャンパスにおいては、FD研修会の開催、専任教員が行う全ての授業の原則公開、授業参観（数値目標：新採用教職員の参加率 100%）により授業改善を推進する。また、教員・職員・学生の三位一体の体制により教育の質向上・発展に取り組む。【重点項目】

【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

- 3) 平成 27、28 年度に実施した試行的な授業公開・学外第三者の意見聴取の取り組みを踏まえ、松江キャンパスFD連絡会を正式に立ち上げ、実効ある組織的な授業改善体制を整える。併せて、平成 30 年度以降の新しい学内体制におけるFD活動のあり方について、検討を開始する。【重点項目】

イ 教育環境の向上への取組

(No.28)

- ・情報システム最適化計画（機器・ツール等の統一化、段階的なクラウド化等）に従って、業務の効率化、費用の増嵩抑制を図りながら、時代に即し、利用者ニーズに対応した教育環境を整備する。

(No.29)

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 1) 以下の取組み等により、学生協働の全学連携、教職協働、部署間連携を深める。
- ・3キャンパスの学生図書委員による合同イベントの定期開催。
 - ・教員や他部署と連携したワークショップの定期開催。

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 2) 各人のレベル、目的に合わせた少人数制データベース利用講習会（文献検索講習・SMALL）を、利用者の要望に応じて行い、学生や教員の学修・研究を支援する。

ウ 教育実施体制の整備

(No.30)

- 1) 他キャンパスの教員を非常勤講師として招聘したり、全学に関する授業を実施することで、キャンパス間の教員交流を推進する。
- 2) 教員の資質向上を推進するため、サバティカル制度を継続実施する。出雲キャンパス及び松江キャンパスにおいて制度の利用実績がないことを踏まえ、ニーズを把握し、かつ平成 30 年度の松江キャンパスの四年制大学化を踏まえて、引き続き研修制度の見直しを検討する。

(No.31)

【県立大学】〔総合政策学部〕

- ・授業において、ティーチング・アシスタント（TA：大学院生）、スチューデント・アシスタント（SA：学部生）、フレッシュマン・チューター（1年次生のためのチューター）を引き続き活用する。

(3) 学生支援の充実

ア 学生生活への支援

(No.32)

【県立大学】(浜田キャンパス)【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

- 1) 引き続き、学生相談窓口についてホームページや配布物、学内掲示等を活用して、学生や保護者、教職員等への周知強化に取り組む。また、不安や悩みを抱えたり、支援を必要とする学生について、関係者間の情報共有を図り、該当する学生の早期発見・早期対応に努めるとともに、学生がより相談しやすい環境作りを行う。
- 2) 浜田キャンパスにおいては、教職員を対象に、悩みを抱える学生の課題解決の支援を連携して行えるよう、学生の状況や問題対応等に関する研修を実施する。

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 3) 学生が抱えるさまざまな問題に対して気軽に相談ができるよう、チューター制を継続し、保健管理センターや関係部門と緊密な連携を図りながら支援する。

(No.33)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- ・平成 28 年度に実施した学生生活調査の分析結果を基に、学生生活にかかる具体的な支援策を検討する。

(No.34)

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

- ・引き続き、障がいのある学生に対して、障がい学生支援委員会、個別支援チームおよび関係の部署・委員会(学生生活委員会など)の間で定期的または必要に応じて協議の場を設け、情報共有に取り組み、連携して支援を行う。

イ キャリア支援

(No.35)

- 1) キャンパスごとにキャリア支援プログラムについて検証を行い、必要に応じ改善を加えて実施する。浜田キャンパスにおいては、就職活動スケジュールに注視し、情報収集に努め、学生が不安に思うことがないよう対応していく。【重点項目】

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 2) 内定学生の聞きとりから就職活動状況の実態を検証しながら、学生自身が主体的に考えられるようアクティブラーニングも積極的に取り入れ、以下の支援プログラムを実施する。
 - ・学内企業説明会の開催、就職活動バスの運行、宿泊施設に関する情報提供
 - ・就職活動支援金給付の継続
 - ・インターシップの促進
 - ・模擬面接の実施、模擬グループディスカッションの実施
 - ・模擬筆記試験及び筆記試験対策講座の実施、職務適性テストの実施、FP 講座及び TOEIC 講座の実施
 - ・身だしなみ・マナー講座の開催

- ・4年次生キャリアサポーター制度の継続
- ・プレゼンテーション技法講座の実施

3) 公務員受験対策として、「公僕学舎」の以下の取り組みを継続実施する。**【重点項目】**

- ・公務員試験対策専門学校講師による「数的処理」「経済学」集中講座開講
- ・WEB 講座受講支援
- ・学生チューターによる勉強会
- ・直前期の朝勉強会
- ・個別の面接・小論文指導、時事対策等
- ・模擬集団討論の実施

4) 自治体の求める人物像を把握するため、公務員就職者には継続してアンケートを実施し、公務員就職者の声を把握する。昨年度のアンケートでは、自治体職員となる前後で職務のイメージが異なると感じる卒業生が多くいることから、公務志望学生に伝え、公務職場の理解促進に努める。

公務職場へのインターンシップ参加を促し、公務員志望者の公務職場への理解を深めるとともに、引き続き島根県立大学支援協議会と連携し公務職場を知る機会を設ける。コミュニケーション力・対話力が重視されていることから、グループディスカッション講座やプレゼンテーション技法講座を行い、コミュニケーション力、対話力を向上させる。公務員合格者から聞き取った面接質問及び小論文テーマを、面接練習、グループディスカッション練習、論文指導に活用するとともに、日頃から施策を身近に考えられるよう参考とすべき資料等をコラム的に配信する。

【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

5) 学生に対する就職指導を強化するため、以下のプログラムを実施する。

- ・模擬面接：全学年を対象とし、個別面接、集団面接を実施する。特に集団面接（グループディスカッションを含む）は10月までに3回実施する。
- ・平成28年度と同様に1年次生（平成27年度）を対象とした各種模試の実施時期を早める（例年2月～3月下旬実施分を12月～1月までに実施に変更）。
- ・保護者との連携を強化するための保護者向けキャリアパンフレットの作成・配布、保護者面談会を実施する。
- ・学外の就労支援機関であるハローワーク・ジョブカフェの学内出張相談を実施する。

(No.36)

- ・キャンパスごとに計画を立てて、OB企業訪問を行い、また、合同企業説明会、企業と学校のマッチングイベント、県人会・市人会、経済団体の会合等に積極的に参加し、求人確保、新規開拓に努める。**【重点項目】**

浜田キャンパスにおいては、県内就職率向上に向け、ふるさと島根定住財団等の関係機関と連携し、学生が県内企業を知る機会となるイベント開催への協力や県内企業とのマッチング促進を行う。

出雲キャンパスにおいては、平成29年度は「ソレイユ」の他にもマイナビが企画する県内看護師の就職キャンペーンも学生に紹介し、自分に合った就職先選択に活

かしていく。

松江キャンパスにおいては、キャリアアドバイザーによる求人確保や新規求人開拓の促進を図るとともにハローワークやジョブカフェとの連携を深め、学内出張相談を強化する等により早期の就職を目指す。また、合同企業説明会や、就活やキャリア形成に有用な各種セミナー、イベント等の情報を、他校で開催されるものも含めて積極的に公開し、参加機会を増やすとともに、地元の中小企業、業界との交流機会を増やす。

(No.37)

- 1) 各キャンパスにおいて既設のネットワークを自己開発に関する情報を適宜配信する。
浜田キャンパスにおいては、同窓会事務局フェイスブックを活用し、同窓会情報を積極的に発信するとともに、島根県やジョブカフェしまねが主催するU・Iターンイベントに関する情報も積極的に発信する。

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 2) 引き続き同窓会支部役員を中心としたネットワークづくりを進め、各地区で身近に同窓生がいることを周知し、同窓生同士の相談体制の充実を図る。

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 3) 卒業生・修了生の就職先と連携し、卒業生・修了生に対するキャリア支援を強化する。

〔中期計画数値目標〕

- ・第1期中期計画6年間の平均就職率を上回ることをめざす。(浜田キャンパス)
- ・就職希望者について卒業年度全国短期大学平均就職率(文科省報告)を上回ることをめざす。(松江キャンパス)

〔年度計画数値目標〕

- ・就職活動スケジュールが3月の解禁後6月に選考開始と、会社情報を得られる期間が短縮され、学生には就職活動解禁前に業界・企業研究を行う事が求められるため、学生へのインターンシップ参加推奨を継続する。早期から就業体験のみならず、社会人としての責任感、マナーを学ばせるため、1年生～2年生のインターンシップ参加数を前年度から増やすとともに、インターンシップ参加学生全体数100名を目指す。(浜田キャンパス)

ウ 進学等の支援

(No.38)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- ・関係機関と連携し、進学・留学に関する情報を収集・整理する。学生には、メール、学内電子掲示板、キャリア室配架スペースへの配架等により情報提供を行う。
また、海外留学については国際交流センターと連携し、学生に情報提供を行う。

エ 経済的な支援

(No.39)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) 引き続き後援会と連携し、資格取得支援制度を継続して実施する。

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 2) WEB版国家試験対策用総合データベースの利用環境を整えるほか、外部講師を招いた短期セミナー等の開催、補講・模擬試験の実施、オリエンテーションの開講などの支援を行う。

(No.40)

【県立大学】(浜田キャンパス、出雲キャンパス)

- ・受験生に対して、大学案内や選抜要項への記載、オープンキャンパスでの説明等により、学内奨学金について入学前から積極的な情報提供を行う。

また、在学生に対して、学内奨学金制度ならびに学外の様々な経済支援制度についての説明・周知を行い、学生が就学しやすい経済面からの環境づくりを支援する。

オ 部活動、ボランティア活動支援

(No.41)

- 1) 出雲キャンパスにおいては、学生の活動状況を報告し、引き続き後援会との連携を図る。また、学生サークルの代表者会を継続し、サークル間の横の連携や学生の主体的活動を促す。

- 2) 出雲キャンパスにおいては、学内外で積極的に活動している学生団体の活動を大学ホームページ等を介して発信できるよう支援する。

(No.42)

- 1) 社会の要請に応えられるような人材を養成するため、学生の活動領域を広げ、より積極的な活動ができるよう、各キャンパスが持つボランティア依頼情報を共有する等のキャンパス間調整を行う。また、「3 キャンパス合同学生ボランティア交流会」等の実施により、キャンパス間の学生交流の機会を確保し、学生のボランティア活動を支援する。

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 2) 「キャリアセミナー1」において、ボランティア活動の説明会を実施し、学生ボランティアマイレージ登録やボランティア保険の加入を推進する。
ボランティアマイレージ制度を活用しやすくするための環境を整える。

[中期計画数値目標]

- ・ボランティア参加者数について年間700人以上をめざす。

カ 卒業生組織との連携

(No.43)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) 引き続き同窓会事務局フェイスブックによる情報発信を行い、同窓生と在学生との交流を促進する。

【県立大学】(浜田キャンパス・出雲キャンパス)

- 2) キャリアプログラム(授業・講座)の講師として卒業生を招聘したり、OB・OGマッチングサービスを行うなど、卒業生を積極的に活用する。浜田キャンパスにおいては、キャリア教育の授業で、卒業生を招聘して授業を運営するとともに、OB・OGによる相談会を開催して業界研究・企業研究にも積極的に活用する。また、卒業時に、卒業生キャリアサポーターとして在学生の就職支援に積極的に関わるよう促し、在学生の就職支援に活かす。

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 3) 浜田キャンパスにおいては、県内就職率向上に向け、島根大学、ふるさと島根定住財団等関係団体と連携して、卒業生と在学生との交流の場づくりに協力するほか、キャリア形成授業で招いたOB/OGによる相談会を実施する。

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 4) ホームカミングデイの機会に、卒業生・修了生に対してキャンパス情報を提供する。メーリングリストの作成、共催イベント等について同窓会組織と協議して、連携を深める。

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

- 5) web同窓会システム(愛称カメラ)の活用、共催イベントの実施等について卒業生会と協議して、さらに具体的に連携を強化する。

3 研究

(1) 目指すべき研究及び研究の成果の活用

ア 目指す研究

(ア) 特色ある独自の研究テーマに基づく国際的、学際的、総合的な研究や専門的な研究

(No.44)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) NEARセンターは、研究会組織を維持し日韓・日朝交流史研究会は4回、北東アジア研究会は6回の集会を開催する。また開催概要をホームページ等に公開する。
- 2) 北東アジア地域学術交流研究助成金事業を引き続き実施し、北東アジア地域研究に関する支援を行う。

(No.45)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) 西周研究会は、アカデミックな立場から地域の偉人西周をめぐる研究に引き続き取り組み、西周に関する研究を深めるとともに、研究成果を地域に還元する。また、「西周シンポジウム」の開催を継続する。

【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

- 2) 競争的研究費の積極的な学内広報及び職員による申請方法の説明会の開催により積極的な申請を促すとともに、しまね地域共生センターを窓口として、各学科と地域が連携することで松江キャンパス独自の専門研究を推進する。

(イ) 島根県の地域社会が抱える課題解決に資する教育研究の推進

(No.46)

- 1) 大学憲章の精神に沿って、本学が地域再生・活性化の核となる大学になるため、平成25年度に採択を受けた「地(知)の拠点整備事業(大学COC(Center of community)事業)」において実施する「地域と大学の共育・共創・共生に向けた縁結びプラットフォーム」事業は最終年度となることから、事業の「本格実施(精緻化)」を目標に着実に事業を実行する。また、COC事業の総括を通じて、補助期間終了後の方向性・体制を取りまとめる。【重点項目】

- ①「しまね地域マイスター」認定制度を着実に実施するべく、各キャンパスと調整し、必要に応じて改善を進める。
- ②「9月連携会議」や「全域フォーラム」のイベント等を通じて、より地域と大学が接点を持ち、地域の現状や課題に対して意見交換ができたことを更に推進する。
- ③短期大学部『履修証明プログラム』は、2年間のコースの終了年度として、「社会人の学び」への貢献度を自己評価・外部評価を受けて総括し、補助期間終了後の方向性を取りまとめる。
- ④COC事業期間中の短期大学部の地域志向教育・研究の変化について、事前に設定した指標等により自己評価を行い、外部評価委員会の評価を受けて全体の総括を行う。

- 2) 浜田市や益田市との共同研究事業を実施する。

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 3) 北東アジア地域学術交流研究助成金事業「地域貢献プロジェクト助成事業」を引き続き実施し、地域活性化に関する支援を行う。
- 4) 西周研究会は、アカデミックな立場から地域の偉人西周をめぐる研究に引き続き取り組み、西周に関する研究を深めるとともに、研究成果を地域に還元する。また、「西周シンポジウム」の開催を継続する。(No. 45-1)再掲)

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 5) 島根県健康福祉部や出雲市等を構成員とする、「(大学COC事業)出雲キャンパスプラットフォーム」を開催し、地域社会が抱える課題について協議を行う。

【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

- 6) 学外の自治体や地域協力者と連携した地域志向の共同研究を継続・推進し、研究連携協議会、並びに紀要・学会誌等により成果を公表する。

〔年度計画数値目標〕

・島根県健康福祉部や出雲市を構成員とする、「出雲キャンパスプラットフォーム」を年2回開催する。(出雲キャンパス)

イ 研究成果の評価及び活用

(ア) 研究成果の公表と活用

(No.47)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) NEARセンター研究員は様々な形で、研究の公表を引き続き実施するとともに、著書や論文が、新聞・書評誌・外部の学術団体など第三者の評価を受けた場合には、その内容を公表する。
- 2) 『北東アジア学創成シリーズ』の継続刊行に向け、編集委員会の開催、執筆を行う。
- 3) 『北東アジア研究』を年1回刊行する。
- 4) ニュースレター『NEAR News』を年2回刊行する。
- 5) NEARセンター研究員は、それぞれ専門とする学会に参加し研究報告を行うほか、当該地域所在の大学・研究機関などでの講演や授業を行い、研究成果の活用に努める。
- 6) NEARセンター研究員は市民研究員の研究を側面支援し、その成果を市民研究員の報告会等で地域に公開する。
- 7) 教員に『総合政策論叢』への投稿を呼びかけ、年2回の発行を継続する。

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 8) 研究成果は、研究紀要等への投稿、学会等での発表など各種媒体を活用して公表する。また、公開講座や出前講座などを通して地域に還元する。

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

- 9) 「地域研究と教育」第6号、「しまね地域共生センター紀要」第4号を刊行して、地域志向研究の成果公表を継続する。
- 10) 研究成果のインターネット媒体での公表状況を検討し、各センター・委員会・事務局による安定的組織的な更新体制を作る。

(No.48)

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 1) NPO法人21世紀出雲産業支援センターと出雲市が共催する「出雲産業フェア」に出展し、研究成果の発表やキャンパスのPRを行う。

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

- 2) 受託研究と共同研究等、契約には内容に応じて様々な種類があり適切な運用が必要であることをFD/SD研修を通して教職員に周知する。
また、包括協定を締結したしまね産業振興財団と連携して、それぞれの契約書の雛型をしまね地域共生センターとして作成する。契約内容をふまえた適切な契約手続きを行い、教員の実用化を目指した研究を支援する。

(2) 研究実施体制等の整備

ア 学内における研究体制の整備

(No.49)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) 「北東アジア学」の構築のため、研究ユニット体制のもとで、共同研究プロジェクトの実施を中心に研究に取り組む。
- 2) NEARセンター研究員は他の地域研究組織が主催する各種研究集会に可能な限り出席し、先端的な地域研究の現状への理解を深め、北東アジア地域の総合研究に資する。

【県立大学・県立大学短期大学部】(全キャンパス)

- 3) 旧NEAR財団寄付金による予算を活用し、教員が行う研究活動に対し財政的支援を行う。

イ 学外との連携による研究の推進

(No.50)

【県立大学・県立大学短期大学部】(全キャンパス)

- 1) 旧NEAR財団寄附金を活用した共同研究プロジェクト事業は、可能な限り学外研究者を参画させて、共同研究体制を組織することを奨励する。
- 2) 旧NEAR財団寄附金を活用した地域貢献プロジェクト事業を、市町村、NPO法人、その他地域関係者とともに実施するよう奨励する。

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 3) NEARセンター現地調査の機会を生かして、調査先で協力を依頼する諸大学・研究機関と部局間交流等の可能性を協議する。
- 4) 北東アジア地域研究センターにおいては、大学共同利用機関法人 人間文化研究機構及び他の研究拠点機関と連携して「北東アジア地域研究推進事業」を着実に実施する。**【重点項目】**
- 5) 大学院生と市民研究員との共同研究制度を運用、実施する。
- 6) NEARセンター内の各種研究会等に、可能な範囲で北東アジア地域の研究者を招へいする。
- 7) 海外の大学、研究機関との共同研究を行う。
- 8) NEARセンターは、交流協定を結んでいる大学・研究機関との間で、合同国際シンポジウムの開催、共同研究事業、研究者の相互訪問、刊行物交換等の学術研究交流の実施を通じ一層の交流を図り、その成果を引き続き『北東アジア研究』に掲載するなど具体化する。

(3) 研究費の配分及び外部競争的資金の導入

ア 公正な評価に基づく配分

(No.51)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) 学内の競争的資金配分において、科学研究費助成事業等外部資金の応募を条件とした審査を行うなど、研究者の積極的な外部資金への応募を促進する。

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 2) 特別研究費の配分において、科学研究費助成事業等外部資金の応募・採択状況等を反映した基準により実施する。

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

- 3) 競争的研究費の積極的な学内広報及び職員による申請方法の説明会の開催により積極的な申請を促すとともに、しまね地域共生センターを窓口として、各学科と地域が連携することで松江キャンパス独自の専門研究を推進する。(No. 45 -2) 再掲)

イ 外部競争的資金の導入

(No.52)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) 科学研究費助成事業等の外部資金獲得に関する研修会を開催するなどの取り組みを行う。
- 2) 科学研究費助成事業以外の外部資金について、引き続き情報の集約と提供を行い、新規獲得を推進する。
- 3) 教員の同意を得た上で、科学研究費助成事業計画調書を学内閲覧する制度を継続する。

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 4) 科学研究費助成事業の応募時期に説明会を開催するほか、科研費アドバイザーを配置して随時相談に対応できる体制をとる。

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

- 5) 行政機関が募集する外部資金や競争的研究費の積極的な学内広報を実施するとともに、職員による具体的な申請方法の説明会を開催し、科学研究費助成事業を始めとした外部資金獲得に関する積極的な申請・相談体制を整備する。

[中期計画数値目標]

・キャンパスごとに、教員の科学研究費、受託研究、民間財団助成金等外部資金獲得者人数の教員数に対する割合と教員個人が個別に獲得する外部資金総額の目標を次のとおりとする。

	人数割合	資金総額
浜田	35%以上	26,000,000円以上
出雲	20%以上	13,000,000円以上
松江	14%以上	4,000,000円以上

4. 地域貢献、国際交流

(1) 地域貢献の推進

ア 地域連携に関するコーディネート業務の実施

(No.53)

1) 各キャンパスにおける地域からの相談情報を共有し、他キャンパスに周知する

【県立大学】(浜田キャンパス)

2) 地域連携推進センターは、地域貢献活動に関する窓口として相談を受け付け、各種大学資源と3キャンパス間のコーディネートを行う。現在の連携先団体との関係維持を行いつつ、連携を深める。

【県立大学】(出雲キャンパス)

3) しまね看護交流センターについて、利用しやすいようにホームページをわかりやすくするとともに相談窓口の対応について充実を図る。

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

4) 地域連携に関する相談は、しまね地域共生センターが担当・運営を行っているが、事務局として設置されている地域連携課をセンター名と併記して案内するなど、外部から分かりやすい相談体制の確立に努める。

イ 民間団体等や行政との連携

(No.54)

1) 大学憲章の精神に沿って、本学が地域再生・活性化の核となる大学になるため、平成25年度に採択を受けた「地(知)の拠点整備事業(大学COC(Center of community)事業)」において実施する「地域と大学の共育・共創・共生に向けた縁結びプラットフォーム」事業は最終年度となることから、事業の「本格実施(精緻化)」を目標に着実に事業を実行する。また、COC事業の総括を通じて、補助期間終了後の方向性・体制を取りまとめる。(No.46-1)再掲 **【重点項目】**

①「しまね地域マイスター」認定制度を着実に実施するべく、各キャンパスと調整し、必要に応じて改善を進める。

②「9月連携会議」や「全域フォーラム」のイベント等を通じて、より地域と大学が接点を持ち、地域の現状や課題に対して意見交換ができたことを更に推進する。

③短期大学部『履修証明プログラム』は、2年間のコースの終了年度として、「社会人の学び」への貢献度を自己評価・外部評価を受けて総括し、補助期間終了後の方向性を取りまとめる。

④COC事業期間中の短期大学部の地域志向教育・研究の変化について、事前に設定した指標等により自己評価を行い、外部評価委員会の評価を受けて全体の総括を行う。

2) 平成27年度に採択を受けた「地(知)の拠点大学における地方創生推進事業(COC+)」について、島根大学・松江高等専門学校等と連携し、着実に事業を実行する。

3) 自治体等との連携を図り、受託・共同事業等の実施について調整する。

【県立大学】(浜田キャンパス)

4) しまね国際センター等と連携し、地域の教育機関などの海外交流を支援する。

5) 県、市町村、教育機関等の公共団体や自治会、NPO、まちづくり団体などと連携

し、地域の海外交流を支援する。

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 6) しまね看護交流センターを相談窓口として、受託・共同研究／事業等を促進する。
- 7) 島根県等関係機関と連携して看護教育向上に向け、看護教員及び実習指導者を対象とした研修を行う。

【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

- 8) 地域ニーズの把握に努め、連携協定を締結した団体、並びに松江市をはじめとする自治体やNPO法人との連携を促進し、合意に至った部分から順次具体的な活動を実施する。

(No.55)

- ・ 県、市町村、その他公的団体からの各種審議会、委員等の就任要請に対し、積極的に協力し、政策課題、地域課題の問題解決を支援する。

ウ 県内教育研究機関等との連携

(No.56)

- ・ 平成 25 年度から開設した専門科目「山陰地域フィールド体験学習」を引き続き開講し、島根大学等からの学生を受け入れるとともに、協定に基づいた単位互換を継続する。

エ 県民への学習機会等の提供

(No.57)

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 1) 小中学校等との連携を図り、大学見学や職場体験学習、学習支援事業等を通じて、地域教育ネットワークを構築する。

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 2) しまね看護交流センターを窓口としてキャンパスツアーや出前講座などを実施する。

【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

- 3) 初等・中等教育側、大学教育側双方にとって教育的成果のある事業を継続して実施できるよう、全学または各学科において、教育機関との緊密な連携協力を図り、センターは連携に関する実績情報収集に努める。教育機関側にも、センター名のほかに担当課名、担当者名などの連携窓口を明確に知らせる。

(No.58)

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 1) 平成 28 年度の実施状況を検証しつつ、公開講座、出張講座等を開催し、教育・研究等の発表を行う。

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 2) 教員に公開講座登録カードの提出を求め、県民のニーズに対応した公開講座を企画する。出雲キャンパスサテライトキャンパスにおいて、市民を対象として「いずも健康市民大学」を前期と後期 2 回開催する。

3) 大田圏域の地域課題に沿ったぎんざんテレビ出前講座を収録し放送する。

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

4) 地域のニーズに対応した公開講座・講演会、および履修証明プログラム等を通して、県民に生涯学習の機会を提供する。

(No.59)

【県立大学】(浜田キャンパス)

1) 以下の取組み等により、地域連携、大学間連携を深める。

- ・公立図書館や他大学への団体貸出
- ・しまね大交流会や一箱古本市等地域イベントへの出展・出店

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

2) ホームページ等により、施設利用を積極的にPRする。おはなしレストランについては、児童に対する読み聞かせの実践を積極的に行う。また、大学が保有する知的資源・財産を有効に活用するため、絵本の貸出や住民・児童・学生、更に大学と地域とをつなぐ場として充実・強化を図る。図書館については、公開講座等により地域へ学習の場を提供する。

[中期計画数値目標]

- ・教員の地域連携(貢献)活動取組数について、年間400件以上をめざす。
- ・県立大学・短期大学部の公開講座等の年間受講者数5,200人以上をめざす。

(2) 国際交流の推進

ア 海外の大学等との交流

(ア) 海外の大学及び研究機関との交流

(No.60)

【県立大学】(浜田キャンパス)

1) NEARセンターは、交流協定を結んでいる大学・研究機関との間で、合同国際シンポジウムの開催、共同研究事業、研究者の相互訪問、刊行物交換等の学術研究交流の実施を通じ一層の交流を図り、その成果を引き続き『北東アジア研究』に掲載するなど具体化する。

2) 新たな大学、研究機関との学生、教員交流の検討を進め、調整のついた大学等と交流協定を締結する。

3) 英語圏の学生を含めた多地域の学生を対象とした、短期の日本語・日本文化研修を実施する。【重点項目】

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

4) 交流協定校であるセントラルワシントン大学との間で、語学研修の実施や奨学留学生の派遣などを通して交流を図る。短期大学部のみならず、平成30年度に設置予定の人間文化学部においても、活発な相互交流が行えるよう研修内容等を検討し方針を決定する。

(イ) 学生の海外短期研修

(No.61)

【県立大学】〔総合政策学部〕

- 1) より多くの学生が海外短期研修プログラムに参加できるよう、「異文化理解研修」、「海外英語研修」、「海外韓国語研修」、「企業体験実習（海外企業研修）」等の多様な海外短期研修プログラムを周知する。【重点項目】

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 2) 奨学金等の支援制度を周知するとともに、研修前後のオリエンテーション、報告会等を通じ、参加の意義を浸透させ、参加希望者の増加を図る。【重点項目】

【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

- 3) 授業での海外短期研修、単位取得に関わらない自主参加の研修への参加促進を行い、国際交流の実績を学内外に周知する。【重点項目】

〔中期計画数値目標〕

- ・海外留学者数、海外研修、内閣府海外派遣事業等の参加者数について、年間 180 人以上をめざす。

イ 留学生の派遣と受入れ

(No.62)

【県立大学】〔総合政策学部〕

- 1) 留学協定を締結した大学に対し、留学生を派遣する。
- 2) ダブル・ディグリー制度について、見直しを含めた検討を実施する。

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 3) 新たな大学と学生交流の検討を進め、調整のついた大学と学生交流協定を締結する。

(No.63)

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 1) 日本人学生の海外留学促進のため、海外留学等に関する説明会・報告会を実施する。
- 2) オープンキャンパスに於いて、高校生向けに本学の留学情報等を提供する。

(No.64)

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 1) 留学生のための入寮枠を確保するため、学生寮の管理運営について引き続き検討し、快適な寮生活環境を提供する。
- 2) 留学生に対する支援内容等を記載したパンフレットを各国語で作成し、海外大学訪問時に配付する。
- 3) 日本人学生と留学生が協働するイベントを支援し、留学生が修学しやすい環境を作る。

ウ 国際交流推進体制の整備

(No.65)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) 国際交流推進体制の強化を図るため、国際交流コーディネーターの配置等について検討する。
- 2) 国際交流分野での3キャンパスの連携体制を強化するため、短期日本語・日本文化研修において、全キャンパスの学生が交流可能なプログラムを実施する。

【重点項目】

[年度計画数値目標]

- ・短期日本語日本文化研修等に参加する外国人留学生数について、年間20名以上をめざす。

Ⅲ. 自主的、自律的な組織・運営体制の確立に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善及び効率化

(1) 運営、組織体制の改善による効率的、合理的な経営

ア 機動的な体制の継続

(No.66) 【計画なし】

- ※法人の企画部門を担う組織として、平成25年4月に「企画調整室」を新たに設置し、体制整備済み。

(No.67)

- ・全学運営組織は、全学として取り組むテーマの設定や年1回以上委員全員が出席する協議・研修の実施など、組織の活性化に向けて効果的な運営を行う。

イ 事務組織の機能強化、効率化

(No.68)

- 1) 法人が直面する諸課題への対応などを踏まえ、必要に応じて組織の見直しを行う。
- 2) 法人一般職員を育成していく観点から、組織の見直しについて検討する。

(2) 人事管理の適正化

ア 教職員数の適正管理

(No.69)

- ・人件費を考慮した上で、年齢や職格のバランスに留意しつつ、教職員の人事管理を適切に実施する。

(No.70)

- ・法人一般職員を計画的に採用する。

(No.71)

【県立大学】(出雲キャンパス)

- ・臨地実習など学外で分散して展開される授業科目において、適切な指導体制と教育内

容の確保が図られるよう、任期を定めた教員（嘱託助手）を必要に応じて雇用する。

イ 業務実績が適切に処遇に反映される制度

(No.72)

- ・平成22年4月の制度の導入から一定期間が経過しており、平成29年度中に制度の見直しについて検討を行う。また、引き続きスケジュールに沿った運用に努めるとともに、公正な運用を行うための所要の改善を行う。

ウ 事務職員の人材育成

(No.73)

- ・他大学の人事評価制度の導入事例を分析し、本法人への導入が想定できるケースについて、引き続き詳細な情報を収集し研究する。

(No.74)

- 1) 法人職員の採用に伴い、事務局職員としての能力、意識の向上を図るための一般的な研修を実施するとともに、公立大学協会等の他団体が開催する研修を効果的に活用して、専門的な能力の開発に努める。
- 2) 県の研修機関における専門研修の活用等により、職員の資質や意識の向上を図る。

2 財務内容の改善による経営基盤の強化

(1) 自己財源の充実

ア 外部資金の獲得

(No.75)

【県立大学】（浜田キャンパス）

- 1) 科学研究費助成事業等の外部資金獲得に関する研修会を開催するなどの取り組みを行う。(No.52-1) 再掲)
- 2) 科学研究費助成事業以外の外部資金について、引き続き情報の集約と提供を行い、新規獲得を推進する。(No.52-2) 再掲)

【県立大学】（出雲キャンパス）

- 3) 科学研究費助成事業の応募時期に説明会を開催するほか、「科研費アドバイザー」を配置して随時相談に対応できる体制をとる。(No.52-4) 再掲)

【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

- 4) 競争的研究費の積極的な学内広報及び職員による申請方法の説明会の開催により積極的な申請を促すと同時に、しまね地域共生センターを窓口として各学科と地域が連携することで、松江キャンパス独自の専門研究を推進する。(No. 45 -2)、No. 51-3) 再掲)

イ 学生納付金等の適切な設定等

(No.76)

- ・国公立大学の動向を適宜調査し、状況に応じ適切な学生納付金を設定する。

(No.77)

- ・大学開放施設の利用をホームページ等でPRし、使用料の確保を図る。

(No.78)

- ・「島根県立大学未来ゆめ基金」の制度概要及び寄附金事業実績等について、ホームページ・広報誌等を活用し積極的に広報を行う。

ウ 資産の運用管理の改善

(No.79)

- ・平成29年度の資金運用方針を定め、金融資産の効果的な運用を行う。

(2) 経費の抑制

(No.80)

- 1) 契約の合理化、集約化、複数年化等による経費の節減策を引き続き実施する。
- 2) 情報システム最適化計画（機器・ツール等の統一化、段階的なクラウド化等）に従って、業務の効率化、費用の増嵩抑制を図りながら、時代に即し、利用者ニーズに対応した教育環境を整備する。
- 3) 予算編成プロセスを通じて事業の点検を行い、ニーズに合わなくなった事業や費用対効果の低い事業については廃止する等、抜本的な業務見直しを行う。

(3) 監査体制の充実

(No.81)

- ・理事長が指名する法人教職員による内部監査を実施するとともに、会計監査人監査及び監事監査を受けて、大学運営の健全性、透明性を確保する。

IV. 評価制度の充実及び情報公開の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価制度の充実

(1) 組織を対象とした評価制度

ア 島根県公立大学法人評価委員会の評価

(No.82)

- ・島根県公立大学法人評価委員会の業務実績に関する評価を法人及び大学運営等の改善に活用する。

イ 自己点検・評価及び認証評価

(No.83)

- ・短期大学部において自己点検・評価を行い、自己点検・評価報告書を認証評価機関へ提出する。

ウ 利害関係者（ステークホルダー）の評価

(No.84)

- ・学生や地域住民等から意見を得る機会を設け、提出された意見に対しては可能な部分から対応する。

(2) 個人を対象とした評価制度

(No.72 再掲)

- ・平成 22 年 4 月の制度の導入から一定期間が経過しており、平成 29 年度中に制度の見直しについて検討を行う。また、引き続きスケジュールに沿った運用に努めるとともに、公正な運用を行うための所要の改善を行う。(No. 72 再掲)

(No.73 再掲)

- ・他大学の人事評価制度の導入事例を分析し、本法人への導入が想定できるケースについて、引き続き詳細な情報を収集し研究する。(No73 再掲)

2 情報公開の推進

(No.85)

- ・認証評価及び島根県公立大学法人評価委員会による評価結果とその改善策を公表する。

(No.86)

- ・島根県情報公開条例や公立大学法人島根県立大学情報公開規程に基づき、情報公開を実施する。

V. その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 広報広聴活動の積極的な展開等

(1) 戦略的な広報の実施

(No.87)

- 1) ホームページの更新を頻繁に行い、タイムリーな情報発信を行う。また、ホームページの見直しやスマートフォン等の様々な種類の機器や画面サイズでの閲覧・検索に対応可能な整備を積極的に進め、学生、入学希望者、県民、企業・団体に対して、それぞれが必要とする情報を効果的に発信する。
- 2) 学長記者会見を実施し、法人、大学の取組や成果、行事等の情報を発信する。
- 3) 広報誌を年 1 回発行し、自治会回覧、県内外の施設への配置、保護者への郵送等を行うことにより、大学の活動や魅力を周知することに取り組む。また、より良い広報誌の在り方について見直しを行う。
- 4) テレビCMや新聞・雑誌、広報用DVD等あらゆる広報媒体を活用し、4 年制大学化する健康栄養学科、保育教育学科、地域文化学科の周知も含めた県内外への広報、情報発信を行う。(No.3-4) 再掲

[年度計画数値目標]

- ・本部、3 キャンパスのサイト訪問者数増加を目指す。

・本部サイト	前年度比 04%増
・浜田キャンパスサイト	前年度比 18%増

・出雲キャンパスサイト	前年度比 23%増
・松江キャンパスサイト	前年度比 25%増
・本部、3 キャンパス合計	前年度比 12%増

(2) 大学支援組織との連携の強化

(No.88)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- ・大学を支える会や島根県立大学支援協議会など大学を支援する組織との意見交換や交流事業の実施等を通じ地域との連携を強化する。

(No. 43 再掲)

【県立大学】(浜田キャンパス)

- 1) 引き続き同窓会事務局フェイスブックによる情報発信を行い、同窓生と在学生との交流を促進する。(No. 43-1)再掲
- 2) キャリアプログラム(授業・講座)の講師として卒業生を招聘したり、OB・OG マッチングサービスを行うなど、卒業生を積極的に活用する。浜田キャンパスにおいては、キャリア教育の授業で、卒業生を招聘して授業を運営するとともに、OB・OGによる相談会を開催して業界研究・企業研究にも積極的に活用する。また、卒業時に、卒業生キャリアサポーターとして在学生の就職支援に積極的に関わるよう促し、在学生の就職支援に活かす。(No. 43-2)再掲
- 3) 浜田キャンパスにおいては、県内就職率向上に向け、島根大学、ふるさと島根定住財団等関係団体と連携して、卒業生と在学生との交流の場づくりに協力するほか、キャリア形成授業で招いたOB/OGによる相談会を実施する。(No. 43-3)再掲

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 4) ホームカミングデイの機会に、卒業生・修了生に対してキャンパス情報を提供する。メーリングリストの作成、共催イベント等について同窓会組織と協議して、連携を深める。(No. 43-4)再掲

【県立大学短期大学部】(松江キャンパス)

- 5) web同窓会システム(愛称カメラア)の活用、共催イベントの実施等について卒業生会と協議して、さらに具体的に連携を強化する。(No. 43-5)再掲

(3) 広聴活動の実施

(No.89)

- 1) 学生や地域住民等から意見を得る機会を設け、提出された意見に対しては可能な部分から対応する。(No. 84 再掲)

【県立大学】(出雲キャンパス)

- 2) 近隣地域住民の意見を聴取する目的のキャンパスモニターの委嘱ならびに会議の開催、保健・医療を含む幅広い関係者からの意見を聴取する目的のキャンパスプラットフォーム会議の開催等を通じて、地域の意見を聴き、大学運営に反映する。

【県立大学短期大学部】（松江キャンパス）

- 3) 11 月開催予定のしまね大交流会への出展等、県民と交流する機会を積極的に設け、教育・研究等大学の取り組みを幅広く紹介して意見交換を行う。

2 施設設備の維持、整備等の適切な実施

(No.90)

- ・施設設備の点検・更新を定期的に行い、施設設備の長寿命化を図る財産保全対策を実施する。

3 安全管理対策の推進

(No.91)

- ・衛生委員会、衛生管理者、産業医を置き、法令に基づき安全衛生管理体制を適切かつ積極的に運用する。定期健康診断・ストレスチェック制度の受診率の向上を図る。また、高ストレス者の医師面談の環境を整えると同時に、結果についての集団分析を行う。

(No.92)

- 1) 個人情報保護制度に関して引き続き啓発を行う。
- 2) 情報セキュリティポリシーを適正に運用し、利用者教育、セキュリティ監査等を実際に行う。

4 危機管理体制の確保

(No.93)

- ・危機管理マニュアル等に基づき、学長をトップとした危機管理対応を行うとともに、マニュアルを適宜見直し、充実を図る。

5 人権の尊重

(No.94)

- ・学生や教職員を対象とした人権に関する研修会等を実施する。

(No.95)

- ・キャンパス毎に設置したキャンパスハラスメント防止委員会が中心となって、キャンパスハラスメントの防止及びその早期対応に引き続き取り組む。相談連絡窓口として、学生相談員、所属相談員を配置し、相談に対応し、研修や相談支援体制の適宜見直しや相談体制の充実を図る。また、苦情相談窓口や対応措置を学生や教職員に周知徹底する。

6 環境マネジメントシステムの構築・推進

(No.96)

- ・消費電力の削減に努める等、引き続き省エネ活動を推進する。

VI. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（人件費の見積りを含む。）

平成29年度予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1, 7 8 4
特殊要因経費補助金	5 4 2
自己収入	1, 1 4 5
授業料及び入学金検定料	1, 0 6 8
その他収入	7 8
外部補助金収入	3 3
寄附金収入等	7 3
積立金取崩収入	7 2
計	3, 6 4 9
支出	
業務費	3, 1 7 6
教育研究経費	6 4 7
人件費	2, 0 4 9
一般管理費	4 8 0
施設整備費	4 7 3
計	3, 6 4 9

【人件費の見積り】

総額 2,018 百万円を支出する（松江キャンパス四年制化事業分を含む。退職手当は除く。）

注1) 人件費の見積額は、役員報酬、教職員給料、諸手当及び法定福利費に相当する費用を試算している。

注2) 運営費交付金は、県の財政状況を踏まえ、各年度の県の予算において決定されるものである。

運営費交付金＝「標準経費分」（「標準経費」－「標準収入」）＋「法人経常経費分」＋「退職手当分」

- ・ 標 準 経 費：前年度当初予算額を基礎とし、法人の効率化の取組を前提として算定
- ・ 標 準 収 入：収容定員等の客観的な指標に基づき理論的な収入を設定
- ・ 法人経常経費分：法人化に伴う経費等であり、法人の効率化の取組を前提として算出
- ・ 退 職 手 当 分：各事業年度における退職者の見込みに基づき所要額を算出

注3) 特殊要因経費補助金は、大規模修繕、大規模システム整備等の施設又は設備の整備に要する経費、法人に責によらない突発的な経費等に対して交付されるが、県の財政状況を踏まえ、各年度の県の予算において決定されるものである。

注4) 外部補助金収入は、文部科学省補助金、大学入試センター委託費等

注5) 寄附金収入等は、受託研究収入、旧財団法人北東アジア地域学術交流財団の解散に伴う使途特定寄附金等

2. 収支計画

平成29年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	3, 2 2 1
經常費用	3, 2 2 1
業務費	2, 5 8 8
教育研究経費	5 3 9
人件費	2, 0 4 9
一般管理費	4 0 1
減価償却費	2 3 1
財務費用	1
収入の部	3, 1 4 9
經常収益	3, 1 4 9
運営費交付金収益	1, 7 5 4
授業料収益	9 0 1
入学金検定料収益	1 6 7
受託研究等収益	0
受託事業等収益	2 3
寄附金収益	5 0
補助金等収益	1 0 1
その他収益	7 8
固定資産見返運営費交付金等戻入	4 8
固定資産見返補助金等戻入	4
固定資産見返寄附金戻入	4
固定資産見返施設費戻入	2
固定資産見返物品受贈額戻入	1 7
当期純利益	▲ 7 2
目的積立金取崩額	7 2
当期総利益	0

3. 資金計画

平成29年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,649
業務活動による支出	3,061
投資活動による支出	518
財務活動による支出	70
資金収入	3,577
業務活動による収入	3,104
運営費交付金による収入	1,784
授業料及び入学金検定料による収入	1,068
受託事業等収入	23
寄附金収入	50
補助金等収入	101
その他の収入	78
投資活動による収入	473
施設費補助金による収入	473
財務活動による収入	0

Ⅶ. 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

4.5億円

2. 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間にずれが生じた場合、事故の発生により緊急に必要な生じた場合等に借入を行う。

Ⅷ. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

Ⅸ. 剰余金の使途

決算において、剰余金が発生した場合は、教育、研究及び業務運営の改善に充てる。

X. その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

施設及び設備に関する計画	予定額（百万円）	財 源
松江キャンパス四年制化準備経費 （出雲キャンパス新棟備品整備、追加 設備工事、移転経費 等）	4 7 3	特殊要因経費補助金

2. 人事に関する計画

Ⅲ 1（2）に記載のとおり。

3. 積立金の使途

教育、研究及び業務運営の改善に充てる。

4. その他法人の業務の運営に関し必要な事項

なし